

(別記)

令和8年度 結城市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は、市域面積 6,576ha のうち農地が 3,595ha（田 1,252ha、畑 2,343ha）と約 55% を占めている。

市域は、標高 20m～40m のゆるやかな台地上に広がっており、肥沃な土壌と比較的温暖な気候を生かした米、野菜や果樹、畜産といった都市近郊型の多彩な農業が展開され、首都圏への農産物供給地としての役割を担ってきた。ハクサイ、レタス、キャベツ、ネギ、未成熟トウモロコシの作付けが多く、特にハクサイでは全国有数の産地でありその農業算出額もトップクラスに位置している。

また、農林業センサス 2015 及び 2020 によると、本市の販売農家数は 1,051 戸から 839 戸と減少し、後継者が確保できているのは 170 経営体という状況にあり、今後担い手農業者の確保・育成は本市農業を維持するうえでも喫緊の課題である。

さらに農地においては、耕作放棄地に加え離農により耕作されない農地の増加により、景観や治水といった農村の持つ多目的な機能の低下も危惧され、農地を適正に維持・管理していくことも課題である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

令和 6 年・7 年の主食用米の高騰は、新規需要米を生産する場合において経営所得安定対策等における畑作物の直接支払い交付金や水田活用直接支払い交付金を活用しても所得の面で主食用米が飼料用米等を上回る事となった。

このような状況下では、飼料用米から主食用米生産への回帰が進むのもやむを得ないものの、主食用米の作付けは生産数量配分の範囲内に収まっている。

水田の持つ多面的な機能を維持するためにも、主食用米・非主食用米の生産が適正に行われるよう支援が必要である。

陸田においては、高収益作物への転換が進んでいることから、陸田の畑地化を念頭に置いた土地利用の在り方についても引き続き検討していく。

○適地適作の推進

水田では、大規模経営体による麦と大豆・新規需要米等の二毛作の推進を維持する。

陸田においては主食用米から野菜等の高収益作物への転換が進んでいる。未成熟トウモロコシは、ハクサイ・レタス・キャベツ等の葉物野菜の裏作として導入を推進した作物であり現在の生産量を確保していく。

近年ネギやナスの生産が拡大していることから団地化を推進する。

○生産・流通コストの低減

基本的に農業者への農地の集積・集約と併せて作物の団地化を進めることで、作業効率の向上を図る。

水田における圃場の大区画化では、畦畔の除去・田面の高低差の解消及び入水・落水の水管理の改修を行う必要があるため、国事業の活用を検討する。

定期的な土壌診断に基づく適正施肥の実施による化学肥料の削減、病害虫の発生予防に基づいた適期防除による薬剤使用量の削減、コンテナ出荷等による低コスト化を図る。

スマート農業機械や低コスト生産技術の導入についても支援する必要がある。

○収益性・付加価値の向上、新たな市場・需要の開拓

主食用米・非主食用米は生産工程及び使用機械等が同じであることから、より収益が見込まれる方に生産が偏ることはやむを得ないことである。従って非主食用米の収益性向上に向け多収品種・高温耐性品種等の導入を促す必要がある。

また、生産コスト削減に向けて乾田直播栽培や再生二期作などの新技術についても本市に合う技術なのか、県等から情報を確認し必要に応じて周知していく。

高収益作物等において、ハクサイ・レタス・キャベツでは全国有数の産地として認識されている。また今後生産量が増える作物については品質・数量を確保し、産地化を推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

○地域の実情に応じた農地の在り方

土地改良事業を実施した区域では、水田を水田として活用しながら需要に応じた主食用米の生産が行われるように飼料用米・加工用米、WCS用稲、新市場開拓用米等を併せて推進していく。

陸田においては、野菜等の高収益作物への転換が進んでいるため、普通畑も含め作物の団地化を見据えた担い手への農地の集約・集積を積極的に進める。必要に応じて畑地化促進事業の活用について検討する。

水田を有効に活用し麦、大豆、高収益作物（野菜）の生産に取り組む地域に対しては、産地づくりに向けた体制構築等支援を活用し、担い手への集約及び作物の団地化を推進する。

○地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択

新規需要米推進地区（大谷瀬・絹川地区）においては、担い手農業者に対する農地の集積・集約化が進んでおり、飼料用米、発酵粗飼料用稲（WCS用稲）の作付けを引き続き推進する。

高収益作物の中でも特に生産数量の多い作物を地域振興作物に位置づけ、生産において団地化を図り産地を維持していく。また新たに生産量が増える作物についても同様に支援する。

生産に必要な機械の導入及び共同利用の推進、経営規模拡大・団地形成に向けた大型機械の導入、土壌診断に基づく適正施肥及び害虫発生予察に基づく適期防除による薬剤使用量の削減等、低コスト・省力化の推進を図る。

○地域におけるブロックローテーション体系の構築

麦の生産に取り組んでいる担い手を中心に、水稻（主食用米及び新規需要米）や大豆との二毛作を前提としたブロックローテーション体系が確立できるよう農地の集積・集約を推進し、連作障害を回避することで収量の増加を図る。

高収益作物では、個々の生産者により分類の異なる作物の導入による連作障害回避の取組が既に行われている。今後は作物の団地化を見据えた農地の集積・集約を進めブロックローテーションの導入を検討する。

○水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

地域計画をもとに担い手が効率的な生産が行えるように水田の集積・集約を進め、畦畔の除去・田面の均平による大区画化を推進、水稻の生産性向上を図る。

水稻の作付けが行われていない水田については、地権者や耕作者、隣接地の地権者や耕作者等、土地改良区や農業委員会と連携を図り、将来的な水田としての再生または畑

地化について方向性を決め、担い手への集積を含めた支援を検討する。

なお、土地改良区域内においては、畑地が点在するような無秩序な土地利用により水田の集積が妨げられないよう十分に注意を行う。

水田を有効に活用し麦、大豆及び高収益作物の生産に取り組む地域に対しては、産地づくりに向けた体制構築等支援を活用し、担い手への集約及び作物の団地化を推進する。

水稻の作付けが行われていない陸田については、水稻生産の見込みの有無について地権者及び耕作者の意向確認及び現地確認等を行う。高収益作物を中心に生産を続けている陸田では隣接条件など、担い手への農地の集積・団地化の可能性を含め畑地化促進事業の活用について検討する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

主食用米では、コシヒカリをはじめ多くの品種が生産されているが、近年の猛暑により品質の低下がみられるため、生産者に対し高温耐性品種への転換を促す必要がある。

また、これまで過度に転作を推進してきたことを見直し、主食用米の需要に応じた生産量の確保と適正な価格が維持できるように生産者に対し情報提供を行う。

なお、生産にあたっては、基本5技術（適期田植への推進、中干しによる茎数制限、登熟期の間断灌漑と早期落水の防止、適期収穫と適正な乾燥・調整、土づくりの推進）の励行による高品質米の生産を促す。

(2) 備蓄米

令和8年度については作付けの推進は行わない。

なお、令和9年度以降については政府の動向を注視し、集荷業者と連携を図っていく。

(3) 非主食用米

非主食用米は、水田の機能を維持し、主食用米の生産調整を支援することが出来る作物であるが、主食用米と比較し買い取り単価が極めて安いため、主食用米からの転換については多収品種の導入を前提とし推進する。また、病虫害防除対策の対象とすることで品質の向上と収量の増加を促す。

ア 飼料用米

飼料用米では、生産者側では堆肥の利用、畜産農家では稲わらの利用と耕畜連携の強化に取り組み推進する。

イ 米粉用米

令和8年度については、作付けの推進は行わない。

ウ 新市場開拓用米

新市場開拓用米は、国内における主食用米消費量が減少傾向にあることを鑑み、和食に対する需要の期待が見込まれる海外への輸出等を推進する。

新市場開拓用米においても、主食用米同様に安全安心で高品質な米の生産を促す。

エ WCS 用稲

WCS 用稲では、生産者と畜産農家との売買契約に基づく生産を推進する。また、堆肥の利用など資源を循環させる取組として耕畜連携についても併せて推進する。

オ 加工用米

加工用米は、日本の伝統食材である日本酒、味噌、煎餅などの米菓の原料として需要が期待できることから、生産にあたっては販売契約の締結を推進する。

（４）麦、大豆、飼料作物

麦類は、技術対策（排水対策、土づくり、計画的な播種、施肥管理、適期防除、適期収穫）のもとで品質の向上及び収量の増加を図り、実需者のニーズに即した麦の生産を進める。農地集積・大区画及び大型機械の導入による、効率化・コスト低減を図る。連作障害を回避するためにも水稻や大豆との二毛作及びブロックローテーションを推進する。

大豆は、技術対策（排水対策、土づくり、輪作、適期防除、適時灌水、適期収穫）により品質の向上及び収量の増加を図り、実需者のニーズに即した大豆の生産を進める。農地集積・大区画化及び大型機械の導入による、効率化・コスト低減を図る。水田利用効率を上げるため、麦との組み合わせた二毛作栽培についても積極的に推進する。

飼料作物では、飼料作物生産者と畜産農業者による契約栽培により飼料作物の需給力の向上と地産地消を推進し、畜産経営の安定を推進する。

（５）そば、なたね

そばは、実需者（そば屋など）との播種前契約に基づいた面積による栽培を進める。

（６）地力増進作物

地力増進作物は、すき込みによる作土層への有機物供給とともに、より深い土層の改良効果も期待される。地力増進作物の作付けによる「土づくり」で地力を回復させ、次期作の収量向上を図る取組として、また、高収益作物の生産拡大を図る上でも、連作障害を回避する取組として、地力増進作物（ソルガム、エンバク、すき込み麦、地力用ひまわり）の導入を支援する。

なお、地力増進作物を作付した場合の次期農作物については、主食用米の生産は認めないものとする。

（７）高収益作物

野菜では、首都圏への農産物供給地としての役割を担っていることから、ハクサイ・レタス・ネギ・未成熟トウモロコシをはじめとする本市で生産する作物を地域の振興作物とし生産拡大を推進する。

花き・花木では、切り花・鉢物・植木などを中心として地域の振興作物として位置付けし推進する。

果樹では、販売先がほぼ確立されていると考える。梨・ぶどうを中心に地域の振興作物として推進する。

その他作物として、芝を地域の振興作物として推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	753		964		964	
備蓄米	0		0		0	
飼料用米	230		56		56	
米粉用米	0		0		0	
新市場開拓用米	4		12		12	
WCS用稲	48		34		34	
加工用米	13		13		13	
麦	152	141	150	137	150	137
大豆	33		13		13	
飼料作物	9		9		9	
・子実用とうもろこし	0		0		0	
そば	8	1	3		3	
なたね	0		0		0	
地力増進作物	28	10	17	2	17	0
高収益作物	334		307		307	
・野菜	330		301		301	
・花き・花木	2		2		2	
・果樹	1		3		3	
・その他の高収益作物	1		1		1	
その他	0		0		0	
畑地化	0		0		0	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦・そば・飼料作物（二毛作）	麦・そば・飼料作物 （二毛作）	麦・そば・飼料作物 （二毛作取組面積の拡大）	（令和7年度） 140ha	（令和8年度） 137ha
2	飼料用米、WCS用稲、 飼料作物	わら利用、資源循環 （耕畜連携）	耕畜連携取組面積の拡大	（令和7年度） 60ha	（令和8年度） 57ha
3	新規需要米 （飼料用米、WCS用稲）	新規需要米 団地形成加算	新規需要米団地形成面積 の拡大	（令和7年度） 103ha	（令和8年度） 67ha
4	飼料用米、WCS用稲、 新市場開拓用米、加工用米	新規需要米加算	新規需要米取組面積の拡大	（令和7年度） 192ha	（令和8年度） 115ha
5	飼料用米、WCS用稲、 新市場開拓用米、加工用米	新規需要米の 病虫害対策への助成	箱処理剤使用面積の拡大	（令和7年度） 189ha	（令和8年度） 115ha
6-1	高収益作物（別紙1のとおり）	高収益作物助成	高収益作物助成 （基幹作のみ）面積拡大	（令和7年度） 305ha	（令和8年度） 307ha
6-2	高収益作物（別紙1のとおり）	高収益作物助成	高収益作物助成 （基幹作のみ）面積拡大		

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:結城市農業再生協議会

整理番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	麦・そば・飼料作物（二毛作）	2	11,000	麦、そば、飼料作物（二毛作）	集荷業者と播種前契約を締結し二毛作として作付けする。
2	わら利用・資源循環（耕畜連携）	3	5,000	飼料用米、WCS用稲、飼料作物	利用供給協定書の締結、自家利用計画の策定、粗飼料生産水田への堆肥の散布等を行うこと。 飼料用米は生産性向上の取組を行うこと。
3	新規需要米団地形成加算	1	2,000	新規需要米（飼料用米、WCS用稲）	新規需要米推進地区において4ha以上圃場を集積し区分管理方式で作付けする。 飼料用米は生産性向上の取組を行うこと。
4	新規需要米加算	1	5,000	飼料用米、WCS用稲、新市場開拓用米、加工用米	出荷販売を行い、WCS用稲は専用品種を使用する。 飼料用米は生産性向上の取組を行うこと。
5	新規需要米の病虫害対策への助成（基幹作のみ）	1	1,000	飼料用米、WCS用稲、新市場開拓用米、加工用米	出荷販売を行い、ヒメトビウンカ対策箱処理剤を使用する。 飼料用米は生産性向上の取組を行うこと。
6-1	高収益作物助成（基幹作のみ）	1	8,000	高収益作物 （野菜、花き、花木、果樹、その他） ※別紙1のとおり	収穫販売を行うこと。 作付面積に応じて支援。
6-2	高収益作物助成（基幹作のみ）	1	6,000		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携）」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙 1)高収益作物支援の交付対象作物

※ 同一のほ場で、同一年度内に複数回栽培した場合は、そのうち1回を本助成の対象にする。

二毛作で作付けされたものを除く。

※ 助成対象となる作物は、令和8年度(令和8年4月～令和9年3月)産のものとする。

品目	交付単価	備考
野菜	8,000円/10a	山菜類、きのこ類、ハーブ類を含む野菜全般
	6,000円/10a	かんぴょう
花き・花木	6,000円/10a	鉢物類、花壇用苗物、種苗類を含む花き・花木全般 ※ 令和8年度が生育期間に当たる場合は、次年度以降に販売を行うことを目的に必要に応じて適切な肥培管理等を行うことを条件に助成対象とする。 ※ 種苗類等生産した農家自らが需要者として使用する場合は、販売伝票等の代わりに「その他使用状況が分かる帳簿等」を備えておくことで助成対象とする。
果樹	6,000円/10a	果樹全般 ＊助成対象期間を新植から3年間とし、4年目以降については助成対象としない。 ただし、同ほ場にて新植、改植、品種の一举更新を行った年度から新たに1年目として数えることができることとする。 また、平成21年度の産地確立計画において、果樹に対して助成期間を定めており、令和7年度が助成最終年度となっている場合、当該水田の果樹は助成対象としない。
その他	8,000円/10a	小豆、いんげん
	6,000円/10a	芝